様式第４（第６条関係）

事業者が定める算定方法一覧表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

収益・費用・資産の項目	算定方法	算定方法を定める理由

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後のガス事業託送供給収支計算規則第七条の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用する。

○経済産業省令第二十四号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十八号）、同法附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第五条の規定による改正前のガス事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第五条の規定による改正前のガス事業法の規定に基づき、並びに同法及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第四十号）の規定を実施するため、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十八年経済産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「様式第八」を「様式第二十」に改め、同条を第二十七条とする。

第八条中「規定により旧認可供給条件の」を削り、「者は」を「みなし熱供給事業者は」に、「様式第七」を「様式第十九」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号中「第四条第二号から第四号まで」を「第二十二条第二号から第四号まで」に改め、同条を第二十六条とする。

第七条中「者」を「みなし熱供給事業者」に、「様式第六」を「様式第十八」に改め、同条を第二十五条とする。

第六条を第二十四条とする。

第五条第一項中「者」を「みなし熱供給事業者」に、「様式第四」を「様式第十六」に改め、同項第二号中「様式第三」を「様式第十五」に改め、同条第二項中「者」を「みなし熱供給事業者」に、「様式第五」を「様式第十七」に改め、同項第三号ロ中「様式第三」を「様式第十五」に改め、同条を第二十三条とする。

第四条を第二十二条とする。

第三条中「者」を「みなし熱供給事業者」に、「様式第一」を「様式第十三」に改め、同条第五号中「様式第二」を「様式第十四」に改め、同条第六号中「様式第三」を「様式第十五」に改め、同条を第二十一条とする。

第二条を第二十条とする。

第一条の二を削る。

第一条中「用語は」の下に「、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）」を加え、同条の次に次の十八条を加える。

（みなしガス小売事業者等による供給条件の説明等に関する経過措置）

第二条　電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第四十号。次項において「整備等政令」という。）第三十五条第一項の場合におけるガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下「施行規則」という。）第十三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「名称及び登録番号」とあるのは、「名称」とする。

2　整備等政令第三十五条第二項の場合における施行規則第十四条第二項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「第二号から第四号までに」とする。

（ガス製造事業の届出）

第三条　改正法附則第十七条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第一のガス製造事業届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　改正法附則第十七条第三項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二　その行うガス製造事業以外の事業の概要

3　改正法附則第十七条第四項において準用するガス事業法第八十六条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　ガス製造事業の用に供するガス工作物の概要を記載した書面

二　届出者が連名で届け出た場合にあっては、届出者間の関係を記載した書類

三　主たる技術者の履歴書

四　届出者が法人である場合にあっては、当該届出者の定款及び登記事項証明書

五　届出者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款

六　届出者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者がガス製造事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

（指定旧供給区域等の変更の許可申請）

第四条　改正法附則第二十三条第一項の規定により指定旧供給区域等の変更の許可を受けようとする旧一般ガスみなしガス小売事業者は、様式第二の指定旧供給区域等変更許可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、運転資金の額又は事業収支に及ぼす影響が軽微な場合には、第四号又は第五号の書類を添付することを要しない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　増加し、又は減少する指定旧供給区域等の境界を記載した図面

三　指定旧供給区域等を増加する場合は、増加する区域に対しガスの供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度におけるその区域内の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類

四　指定旧供給区域等を増加する場合は、運転資金の額及び調達方法並びに借入金の返済計画を記載した書類